飛騨市スポーツ協会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、飛騨市スポーツ協会（以下「協会」という。）規約第３９条の定めるところにより、規約第１０条第２項に定める役員（以下「役員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬の金額）

第２条　役員の報酬は日額とし、下記の金額を支給する。

飛騨地区内（高山市・下呂市・飛騨市・白川村）の場合　日額 1,500 円

飛騨地区外（上記三市一村以外）の場合　日額 3,000 円

（費用弁償）

第３条　役員の費用弁償は協会が開催する会議並びに会長が認めた出張等をした場合、「飛騨市職員等の旅費に関する条例」に準じて支給するものとする。

附　則

この規程は、令和４年５月１３日より施行する。